

# 大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修実施要綱

19 教セ開第 16 号

平成 19 年 4 月 19 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、東京都公立学校の教員を大学院設置基準第14条を適用している大学院（以下「大学院設置基準第14条適用大学院」という。）又は教職大学院に派遣し、教員の資質向上に資することのできる、教科等又は教育課題における高い専門性や識見を身に付けた指導的役割を果たせる教員を育成することを通して、東京都の教育の充実を図るために東京都教育委員会が実施する大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (派遣資格)

第 2 条 派遣資格は、原則として、東京都公立学校主幹教諭、指導教諭、主任教諭、主任養護教諭（以下「主任教諭等」という。）で、東京都教育委員会が定める条件を全て満たす者とする。

## (派遣期間)

第 3 条 派遣期間は、1 年間とする。

## (修学年限)

第 4 条 修学年限は、2 年間とする。

なお、修学年限の延長等については、東京都教育委員会と所属都立学校長又は所属教育委員会が協議し決定する。

## (派遣者数)

第 5 条 派遣者数については、年度ごとに別に定める。

## (派遣先)

第 6 条 派遣先は、大学院設置基準第14条適用大学院の修士課程又は専門職学位課程（教職大学院）とする。

## (研修内容)

第 7 条 派遣が決定される主任教諭等（以下「派遣主任教諭等」という。）は、教科等又は教育課題における高い専門性や識見を身に付けることを目指して研究を行うものとする。

## (派遣研修の応募及び受験の同意)

第 8 条 派遣研修の応募については、第 2 条に規定する者で推薦を受けた者とし、東京都教育委員会が応募のあった者について受験の同意の可否を選考により決定する。

2 都立学校長又は区市町村教育委員会は、東京都教育委員会の選考の結果に基づき、本人に受験の同意を与える。

## (派遣の決定・取り消し)

第 9 条 前条第 2 項により受験の同意を得た者が大学院を受験し、合格した場合は、大学院設置基準第 14 条適用大学院への入学が内定した時点で東京都教育委員会が派遣を決定する。

2 派遣主任教諭等は、派遣に伴い東京都教育委員会が必要とする書類を提出するものとする。

3 東京都教育委員会は、派遣主任教諭等の資格又は要件等を欠く状況が生じた場合は、派遣の決定を取消し又は派遣を中止する。

(発 令)

第10条 研修発令は、東京都教育委員会が行う。

(サービスの取扱い)

第11条 派遣主任教諭等のサービス上の取扱いは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項に基づく研修出張とする。

(派遣による学校への欠員の補充方法)

第12条 東京都教育委員会は、派遣主任教諭等の所属校に対して、定数措置等において対応を講ずる。

(給与及び諸手当の支給・経費等)

第13条 派遣期間中の給料及び諸手当等の支給は、原則として次のとおりとする。

(1) 支給するもの

給料（派遣期間中の教職調整額については、給料月額100分の2とする。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当（派遣先の居住地「自宅」から派遣先大学院まで）、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当

(2) 支給しないもの

給料の調整額、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当  
2 派遣中の経費負担のうち、検定料、入学金、授業料、研修に伴う旅行費は、自己負担とする。

(事前研修)

第14条 派遣主任教諭等は、東京都教育委員会の指定する事前研修に出席するものとする。

(研修経過及び結果の報告)

第15条 派遣主任教諭等は、東京都教育委員会に研修経過及び結果の報告をするほか、各所属長の指示により、随時研修経過の報告を行うものとする。

(研修の修了)

第16条 派遣先大学院が定める、所定の課程の修了が認められたことをもって、本研修の修了とする。

(派遣研修成果の活用)

第17条 派遣主任教諭等は派遣研修修了後、教科等における高い専門性を身に付けた教員として研修成果の還元に努めるとともに、東京都の教育の充実に資するものとする。

2 派遣主任教諭等は研修修了後、研修成果の活用状況について東京都教育委員会に報告するものとする。

(事業運営)

第18条 本事業の運営は、東京都教職員研修センター研修部教育開発課が行う。

2 その他必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。  
平成20年5月12日から施行する。  
平成21年5月13日から施行する。  
平成23年5月9日から施行する。  
平成24年4月3日から施行する。  
平成25年4月1日から施行する。  
平成31年4月1日から施行する。  
令和2年3月25日から施行する。  
令和4年4月1日から施行する。